

新潟市電子契約事業者向け説明会（令和6年8月28日（水）開催）Q&A

No.	質問	回答
1	履行保証保険加入などのため、市がアップロードするよりも前に契約書案が必要な場合はどうしたらよいですか。	ご希望があれば、資格審査結果通知書や監督員指定通知書と同時に契約書案のPDFデータをメールで送付します。落札決定の電話の際にその旨をお伝えください。
2	契約書データを紛失した場合、再発行可能ですか。	締結完了メールに添付されている契約書PDFファイルを改めてダウンロードし保存してください。 メールも紛失した場合は、新潟市から契約書PDFファイルを送付します。 また、クラウドサインのフリープランに登録すると契約書データをクラウドサイン上で確認できるようになります。
3	新潟市水道局はいつ電子契約を導入する予定ですか。	令和7年1月より水道局経理課契約案件を対象に実施する予定です。詳しい実施時期については、事前に水道局ホームページにてご連絡いたします。
4	決裁権限者=社長ではなく委任されていれば誰でも可という認識でよいですか。	社内規定等により契約締結権限を持つ方であれば、必ずしも代表者である必要はありません。 署名代理での契約有効性についてはこちらをご確認ください。 ▼署名代理の有効性について： https://www.cloudsign.jp/media/20190311-denshikeiyaku-signer/
5	使い方のPDFや説明資料をいただきたいです。	市HPに資料等を掲載していますのでご確認ください。
6	アクセスコードの口頭伝達が不安です。メール伝達がよいのではないですか。	万一、市の担当者が電子契約サービスに第三者のメールアドレスを誤入力し、また、アクセスコードも同じく誤ったメールアドレスに送信した場合、第三者により契約が締結されてしまう恐れがあるため、アクセスコードの伝達は原則として電話で行います。
7	新潟市との電子締契約の流れについて。	市HPに資料等を掲載していますのでご確認ください。
8	クーリングオフについて。	クーリングオフ書面にかかる電子契約の手続きはこちらをご確認ください。 ▼クラウドサインブログ： https://www.cloudsign.jp/media/20201204-coolingoffsyomen/